

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

		修正後支援法に伴う改正	改 正 案	現 行	
		(服務の本旨) 第 二 十 三 条 (略)	(服務の本旨) 第 二 十 三 条 (略)	(服務の本旨) 第 二 十 三 条 (略)	
3	役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。	3	役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。	3	役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。
2	(制裁規程) 第二十六条 (略)	(制裁規程) 第二十六条 (略)	(制裁規程) 第二十六条 (略)	(制裁規程) 第二十六条 (略)	
2	前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働	2	前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働	2	前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働

大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対する処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 子ども・子育て支援法第七十二条第二項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二五 (略)

(報告及び検査)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生

年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関する報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対する処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 子ども・子育て支援法第七十二条第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二五 (略)

(報告及び検査)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生

年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関する報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対する処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 児童手当法第二十二条第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二五 (略)

(報告及び検査)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生

年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関する報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

附  
則

(児童手当に関する経過措置)

第十一条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給については、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の

附  
則

(児童手当に関する経過措置)

第十二条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給については、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の

附  
則

(児童手当に関する経過措置)

第十三条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日における市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の

前日の属する月の翌月から始める。

(業務の特例)

第十八条 (略)

2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする

前日の属する月の翌月から始める。

(業務の特例)

第十八条 (略)

2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする

一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第二号)第三十一条及び第三十九条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十一条の規定による改正前の児童手当法(以下この号において「整備法改正前児童手当法」という。)第二十二条第三項に規定する権限に係る事務並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

二 平成二十一年度等における子ども手当の

一 平成二十一年度等における子ども手当の

(業務の特例)

第十八条 (略)

2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする

一 子ども・子育て支援法及び結合子ども法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第二号)第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法(以下この号において「整備法改正前児童手当法」という。)第二十二条第三項に規定する権限に係る事務並びに子ども・子育て支援法及び総合子ども国法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

二 平成二十一年度等における子ども手当の

支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「平成二十三年改正前児童手当法」という。）第二十二条第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

二 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第二項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務及び平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「旧児童手当法」という。）第二十二条第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

二 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務及び平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十二条第二項に規定する権限に係る事務及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規

及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなほその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

3 機構が前一項の業務を行う場合における第二十二条第三項、第二十六条第二項、第三十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第一十三条第三項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」とあるのは「、船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）」子ども・子育て支援法及び総合前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなほ従前の例による」とされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）以下「整備法改正前児童手当法」という。）、平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）以下「平成二十一年度子ども手当支給法」という。）第二十二条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなほその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）若しくは平成二十一年度における子

項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなほその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

3 機構が前二項の業務を行う場合における第二十二条第三項、第二十六条第二項、第三十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」とあるのは「、船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）」子ども・子育て支援法及び総合前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなほ従前の例による」とされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）以下「整備法改正前児童手当法」という。）、平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）以下「平成二十一年度子ども手当支給法」という。）第二十二条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなほその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）若しくは平成二十一年度における子

定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなほその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

3 機構が前二項の業務を行う場合における第二十二条第三項、第二十六条第二項、第三十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」とあるのは「、船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）」子ども・子育て支援法及び総合前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなほ従前の例による」とされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）以下「整備法改正前児童手当法」という。）、平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）以下「平成二十一年度子ども手当支給法」という。）第二十二条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなほその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）若しくは平成二十一年度における子

る子ども手当の支給に関する法律(平成二十一年法律第十九号。以下「平成二十一年度子ども手当支給法」という。)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。)若しくは平成二十四年改正前児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。)若しくは十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十二年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」とい。)第二十六条第一項中「若しくは船員保険法」とあるのは、「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十六条第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは、「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成二十四年改正前児童手当法」と、第二十一条第一項中「若しくは船員保険法」とあるのは、「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成二十四年改正前児童手当法」と、第二十六条第一項中「若しくは船員保険法」とあるのは、「船員保険法及び総合法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年改正前児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」とい。)第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によ

り適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」とい。)第二十六条第一項中「若しくは船員保険法」とあるのは、「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成二十四年改正前児童手当法」と、第二十一条第一項中「若しくは船員保険法」とあるのは、「船員保険法及び総合法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年改正前児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」とい。)第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によ

り適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」とい。)第二十六条第一項中「若しくは船員保険法」とあるのは、「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成二十四年改正前児童手当法」と、第二十一条第一項中「第二十七条规定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」とい。)第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によ



手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第五十九

条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、「附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

4

(略)

4

(略)

4

(略)

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

(定義) 修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>第二条 この法律において「P.T.A」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第一十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の措置に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する保育園認定）（以下略）をいう。以下同じ。</p> <p>）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。</p>	<p>第二条 この法律において「P.T.A」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第一十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び総合こども園法（平成二十四年法律第二号）第二条第一項に規定する総合こども園をいう。以下同じ。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（同法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。</p>	<p>第二条 この法律において「P.T.A」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第一十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び総合こども園法（平成二十四年法律第二号）第二条第一項に規定する総合こども園をいう。以下同じ。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（同法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。</p>
2 2 4 （略）  (共済事業の種類)	2 2 4 （略）  (共済事業の種類)	2 2 4 （略）  (共済事業の種類)

第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。

一・一 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行なうことができる。

第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）第一号、第七条に規定する認定こども園をいう。）であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第二十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（以下「隣接保育所等」という。）の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業

第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行なうことができる。

第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二号）第二十七条第一項の指定を受けた同法第七条第四項に規定する届出保育施設（以下「隣接保育所等」という。）の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業

第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。

二・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行なうことができる。

第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第二十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（以下「隣接保育所等」という。）の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業

二・一 (略)

二・三 (略)

二・三 (略)

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法

政府案

(削除)

(P.T.A・青少年教育団体共済法の一部改正に伴う経過措置)  
第六十六条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の P.T.A  
・青少年教育団体共済法第四条第四項の規定に基づき第一条の規定による廢止前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七条第一項に規定する認定ことも國であつた旧児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第十九条第一項に規定する業務を目的とするものに係る共済事業として行なわれていた事業については、当分の間、前条の規定による改正後の P.T.A・青少年教育団体共済法第四条第四項の規定に基づく共済事業とみなす。

○ スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
（学校施設の利用）  第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条第一項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。	（学校施設の利用）  第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第一項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第一項に規定する総合こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。	（学校施設の利用）  第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。
2 （略）	2 （略）	2 （略）

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十二年法律第七十九号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）</p> <p>第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第五百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に對処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（総合こども園等に通う障害者に対する虐待の防止等）</p> <p>第三十条 総合こども園等（総合こども園法（平成二十四年法律第二号）第二条第一項に規定する総合こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第五百六十号）第三十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に對処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）</p> <p>第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第五百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に對処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>



○ 児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改 正 案	現 行
附 則	附 則	附 則
（事業費充当額相当率の設定に関する経過措置）	（事業費充当額相当率の設定に関する経過措置）	（事業費充当額相当率の設定に関する経過措置）
第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三」を標準としてとする。	第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三」を標準としてとする。	第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三」を標準としてとする。
2 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。	2 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。	2 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。
3 平成二十六年度から平成二十八年度又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育保育法の総合的な法律の施行に伴う教育保育法の総合的な法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平	3 平成二十六年度から平成二十八年度又は子ども・子育て支援法及び総合的子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平	3 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該前

「ある法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係法律の整備等に関する法律」(平成二十四  
年法律第二号)の施行日の前の前日(すな  
わら、該施行日の属する年度のいづれか早い年  
度までの各年度における改正後  
の児童手当法第二十一条第三項中「当該前年  
度以前五年度」とあるのは、「平成二十四  
年」である。とあるのは、「平成二十四年度以降」  
とする。

成二十四年法律第二号)の施行日の前  
日(すなわら、該施行日の属する年度のいづれか早い年  
度までの各年度における改正後  
の児童手当法第二十一条第三項中「当該前年  
度以前五年度」とあるのは、「平成二十四  
年」である。とあるのは、「平成二十四年度以降」  
とする。

年度以前五年度」とあるのは、「平成二十四  
年」である。とあるのは、「平成二十四年度以降」  
とする。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十四年法律第

号)

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後支援法に伴う改正

改 正 案

現 行

別表第一（第六条関係）

別表第一（第六条関係）

別表第一（第六条関係）

一〇七	(略)
-----	-----

八 市  
町村  
長  
児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは指図又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

九十四	九十九	十三	(略)
子ども・子育て支援法(平成二十四)			児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは指図又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

一〇七	(略)
-----	-----

八 市  
町村  
長  
児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは指図又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

九十四	九十九	十三	(略)
子ども・子育て支援法(平成二十四)			児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは指図又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

一〇七	(略)
-----	-----

八 市  
町村  
長  
児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは指図又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

(新規)	一三	九十九	(略)
			児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは指図又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

市町 村長	年法律第 号)による子どもの ための教育・保育給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に 関する事務であつて主務省令で定め るもの
----------	--

市町 村長	年法律第 号)による子どもの ための教育・保育給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に 関する事務であつて主務省令で定め るもの
----------	--

市町 村長	年法律第 号)による子どもの ための教育・保育給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に 関する事務であつて主務省令で定め るもの
----------	--

別表第二（第十七条、第十九条関係）

十二 市町 村長	一 （略）	情報照 事務 会者	一 （略）	情報提供 者	特定個人情報
都道府県 知事等					
児童福祉法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」といふ。）であつて主務省令で定めるもの					

別表第二（第十七条、第十九条関係）

十二 市町 村長	一 （略）	情報照 事務 会者	一 （略）	情報提供 者	特定個人情報
都道府県 知事等					
児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」といふ。）であつて主務省令で定めるもの					

別表第二（第十七条、第十九条関係）

十二 市町 村長	一 （略）	情報照 事務 会者	一 （略）	情報提供 者	特定個人情報
都道府県知事等					
児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」といふ。）であつて主務省令で定めるもの					

め る も の	省 令 で 定 め る	つ て 主 務	事 務 で あ れ る	に 關 す る	業 の 実 施	て 支 援	も ・ 子 育	地 域 子 ど	支 給 又 は	教 育 ・ 保	の た め の	る 子 ど も	子 育 て 支	子 ど も	め る も の	
住民票関係情 報、地方税 関係情報、	所支援に關す る情報、	児童福祉法に よる障害児通 所支援に關す る情報、	で定めるもの で定めるもの で定めるもの	つて主務省令 つて主務省令 つて主務省令	関係情報であ れは障害者 報又は障害者 のに関する情 のに関する情 のに関する情	は措置(同法 第二十七條第 一項第二号の )に關する情 の措置をいう。	は措置(同法 第二十七條第 一項第二号の )に關する情 の措置をいう。	所支援若しく は措置(同法 第二十七條第 一項第二号の )に關する情 の措置をいう。	による障害児入 所支援若しく による障害児入 所支援若しく による障害児入	児童福祉法に 児童福祉法に 児童福祉法に 児童福祉法に	都道府県	市町村長	長 町 村 市	百 七 十 七	百 六 十六 (略)	十三 (略)
住民票関係情 報、地方税 関係情報、	所支援に關す る情報、	児童福祉法に よる障害児通 所支援に關す る情報、	で定めるもの で定めるもの で定めるもの	つて主務省令 つて主務省令 つて主務省令	関係情報であ れは障害者 報又は障害者 のに関する情 のに関する情 のに関する情	は措置(同法 第二十七條第 一項第二号の )に關する情 の措置をいう。	は措置(同法 第二十七條第 一項第二号の )に關する情 の措置をいう。	所支援若しく は措置(同法 第二十七條第 一項第二号の )に關する情 の措置をいう。	による障害児入 所支援若しく による障害児入 所支援若しく による障害児入	児童福祉法に 児童福祉法に 児童福祉法に 児童福祉法に	都道府県	市町村長	長 町 村 市	百 七 十 七	百 六 十六 (略)	十三 (新規)

厚生労働	知事	都道府県	大臣又は厚生労働	都道府県	知事等	都道府県	の日常生活及び社会生活を報又は障害者の日常生活に																			
国民年金法に るもの	省令で定める	であつて主務	手当関係情報	特別児童扶養	もの	省令で定める	給付関係情報	であつて主務	留邦人等支援	報又は中國残	養手当関係情	情報、児童扶	生活保護關係	給に蒙する情	報であつて主	務省令で定め	給に蒙する情	報であつて主	務省令で定め	給に蒙する情	報であつて主	務による自立	支援給付の支	総合的に支援	するための法	の日常生活及び社会生活を報又は障害者の日常生活に

厚生労働	知事	都道府県	大臣又は厚生労働	都道府県	知事等	都道府県	の日常生活及び社会生活を報又は障害者の日常生活に																			
国民年金法に るもの	省令で定める	であつて主務	手当関係情報	特別児童扶養	もの	省令で定める	給付関係情報	であつて主務	留邦人等支援	報又は中國残	養手当関係情	情報、児童扶	生活保護關係	給に蒙する情	報であつて主	務省令で定め	給に蒙する情	報であつて主	務省令で定め	給に蒙する情	報であつて主	務による自立	支援給付の支	総合的に支援	するための法	の日常生活及び社会生活を報又は障害者の日常生活に

大臣又は  
日本年金  
機構  
の  
令で定めるも  
あつて主務省  
に関する情報で  
年金の支給に  
よる障害基礎

大臣又は  
日本年金  
機構  
の  
令で定めるも  
あつて主務省  
に関する情報で  
年金の支給に  
よる障害基礎

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後の整備法

政府案

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十九条 〔子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〕（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

（子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十九条 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十四条のうち社会教育法第四十三条の改正規定中「独立行政法人国立高等専門学校機構」を「行政法人国立高等専門学校機構」に改める。

第四十九条の見出しを「（行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）」に改め、同条中「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」を「行政法人日本スポーツ振興センター法」に改める。

第十七条のうち社会教育法第四十三条の改正規定中「独立行政法人国立高等専門学校機構」を「行政法人国立高等専門学校機構」に改める。

第五十三条の見出しを「（行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）」に改め、同条中「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」を「行政法人日本スポーツ振興センター法」に改める。

## 修正後整備法に伴う改正

## 改 王 案

## 現 行

## 第二款 審議会等

(設置)

## 第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めによるところによる。

(略)	(略)
食品安全委員会	食品安全基本法
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第 二〇号)

## 第三款 審議会等

(設置)

## 第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めによるところによる。

(略)	(略)
食品安全委員会	食品安全基本法
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第 二〇号)

## 第三款 審議会等

(新設)

## 第三十七条 (新設)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めによるところによる。


## 独立行政法人評価委員会

独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百二十一号)

## 独立行政法人評価委員会

独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百二十一号)

## 独立行政法人評価委員会

独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百二十一号)